

令和3年第1回大多喜町議会定例会

## 12月第2回会議会議録

令和3年 12月27日 開会

令和3年 12月27日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和三年 第一回定例会〔十二月第二回会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔十二月第二回会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔十二月第二回会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔十二月第二回会議〕

大多喜町議会議録

## 令和3年第1回大多喜町議会定例会12月第2回会議会議録目次

### 第 1 号 (12月27日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	5
報告第17号の上程、説明	5
議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
日程の追加	23
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
休会について	25
散会の宣告	25
署名議員	27

第1回大多喜町議会定例会12月第2回会議

( 第 1 号 )

令和3年第1回大多喜町議会定例会12月第2回会議会議録

令和3年12月27日(月)

午後 2時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
建設課長	吉野正展君	健康福祉課長	長野国裕君
農林課長	秋山賢次君	商工観光課長	渡邊陽二君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	教育課長	小高一哉君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 宮原幸男 書記 市原和男

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 報告第17号 専決処分報告について

- 日程第 3 議案第 7 0 号 大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7 1 号 大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び  
大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例を廃止する  
条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7 2 号 大多喜町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 3 号 指定管理者の指定事項の変更について
- 日程第 7 議案第 7 4 号 令和 3 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）
- 追加日程第 1 議案第 7 5 号 工事請負契約の変更について

---

### ◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 改めまして、こんにちは。ご苦労さまでございます。

本日は、令和3年第1回議会定例会12月第2回会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。

本日12月27日は休会の日ですが、議事の都合により、令和3年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより12月第2回会議を開きます。

(午後 2時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和3年第1回議会定例会12月第2回会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議会定例会12月第2回会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ議員の皆様方には、年末の大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと存じます。

さて、本日は、専決処分の報告、条例の一部を改正する議案が2件、条例を廃止する議案が1件、指定管理者の指定事項の変更、そして一般会計の補正予算の議案をそれぞれ提出させていただきます。

各議案とも十分ご審議をいただき可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会12月会議以降の議会関係の主な事項はお配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。



なお、このうち本日午前中に第2回夷隅環境衛生組合議会臨時会が開催されました。この件につきまして、6番吉野僖一君から報告をお願いします。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 報告いたします。

夷隅環境衛生組合の会長であります太田さんが選挙のため一時、代理者を飯島町長さんが代理でやっています、無事当選しまして、それで今日改めて役員を選任をしました結果、続投、太田洋市長さんが夷隅環境衛生組合の管理者ということで、役員会で決まりましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、本日午前中に第1回国保国吉病院組合議会臨時会が開催されました。この件につきまして、5番根本年生君から報告願います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今日午前中11時30分から国吉病院組合議会が開かれました。議案は、選挙の関係で、先ほど吉野僖一議員から報告がありましたように、管理者の選挙が行われ、いすみ市長の太田様が管理者に指名されました。

続きまして、議案で補正予算が提示されまして、この補正予算の内容は、まず機械備品の購入費、これ、リアルタイムPCR装置2台ということです。これを入れることによって、さらに迅速なPCR検査が可能になる。今までの時間より短時間で、こういった検査が可能になるということで、導入するという事です。

もう一つは車両購入費。新たに訪問介護ステーションの人員の増加と訪問リハビリ開始による車両が必要になるということから、車両の購入費ということでございます。これも全会一致で承認されたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、12月24日に実施いたしました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、12月第2回会議につきまして、審議期間は本日1日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 山 口 定 夫 君

10番 森 久 君

を指名します。

---

### ◎報告第17号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第2、報告第17号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

報告第17号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。

初めに、報告の理由についてご説明をいたします。

本件につきましては、町道において舗装のくぼみを車両が通過した際に、損害を与えたものに対し損害賠償するもので、車両の修繕に要する費用15万4,440円の5割を支払うことで示談が成立し、専決処分をしたものでございます。

なお、町が負担する費用につきましては、本町が加入している全国町村会総合賠償保険にて支払われます。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県いすみ市正立寺45、麻生幸宏。

2、事故の概要。

11月2日火曜日の18時30分頃、町道増田小土呂線下大多喜地先にて軽自動車で行中、路

面のくぼみを通過した際に同車両のタイヤ、ホイールに損害を与えたもの。

3、損害賠償額、7万7,220円。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

これで報告第17号 専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、議案第70号 大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案3ページをお開きください。

議案第70号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

今回の条例改正は、大多喜小学校敷地内に現在建設中であります放課後児童クラブたんぼの供用開始に伴い、設置場所が変更となることから改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大多喜町下大多喜100番地」を「大多喜町大多喜12番地」に改める。

こちらは放課後児童クラブたんぼの設置場所の変更に伴い改正を行うものでございます。

附則、この条例は、令和4年2月14日から施行する。こちらは、放課後児童クラブたんぼの供用開始日を施行日として定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。これ、条例って、結構条文があると思うんですけども、単純に所在地だけ変えればそのまま運用できる条例、ほかの条例の項目は変えなくても運用

できるという考え方なのかということと、もう一つ、これ、議会のときに、避難所としても使うような予定があるとかないとかという答弁があったように思っているんですけども、避難所として開設するとした場合には条例の改正とか、そういったものは要らないということですか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） まず、今回の条例のほうとして住所だけ変更すればいいかというご質問ですが、今回は、全体的にもこちらの住所を変更するだけで、あとはほかは変更することは必要ないというふうに考えております。

避難所のほうにつきましては、特に条例のほうには、その施設を避難所として登録しなくても、必要に応じて使うことは可能だと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 現在進捗率、私も心配で基礎工事とか、3回ぐらいかな、ほぼ出来上がっているんですけども、住宅のそういう備品というか、エアコンとかトイレの便座とかそういうのが、何か品が足りないとか何とかという、一般的な世間のニュースに出ているんですけども、これは順調に今工事が進捗して、引渡しはいつ、それで稼働するのはいつからになりますか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） まず、現在進捗率なんですけれども、一応今月末、今現在で95パーセント進捗しております。あと供用開始なんですけれども、今回供用開始するために、この条例のほうを上げさせていただきましたので、2月14日から供用開始するというので、こちらの条例の施行日と同日ということで考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第71号 大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） それでは、議案第71号のご説明をさせていただきます。

議案つづりの5ページをお開きください。

初めに、提案理由のご説明をさせていただきます。

先月11月26日の議会議員全員協議会においてご説明をさせていただきました「大多喜町特別養護老人ホームに関する方針」に基づきまして、令和5年3月に町内に開設予定の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と連携して民営化を図るため、新しい特別養護老人ホームの開設日に合わせ、大多喜町特別養護老人ホームの事業を廃止するものでございます。

それでは、本文のご説明をさせていただきます。

大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は、廃止する。

1号、大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例。

2号、大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例。

附則、この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

施行期日でございますが、新しい特別養護老人ホームの開設日が工事の遅延等により予定している令和5年3月より遅れることも想定し、1年6月を超えない範囲で、別に規則で定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第5、議案第72号 大多喜町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） それでは、議案第72号のご説明をさせていただきます。

議案つづり、7ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

観光物産センターにつきましては、観光客の利便性と地場産業の育成を図ることを目的に設置された施設であり、利用する主なお客様は、千葉県立中央博物館大多喜城分館、大多喜城を訪れる方です。その大多喜城は12月27日より休館となり、現在1件の入店者が飲食店を経営しておりますけれども、利用するお客様が大幅に減ることが予想されています。そのため町内事業者を守る観点からも、大多喜町観光物産センターの設置及び管理に関する条例に減免の規定を設けるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2項、町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で提案説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。「町長は、特別の理由があると認めるとき」とあります。

今回お城が閉館になるので、その旨で減額するということは十分納得しているところです。ただ特別な理由というのが、今回みたいな場合と、幾つか特別な理由というのを多分想定してこういった文章になると思っているんですけども、そのほかに特別な理由に当たるものはこういったものがあるよということを多分想定してつくられていると思います。これ以外にどんなことが特別な理由に当たるのか。そういったことを想定した範囲で教えてください。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの特別の理由に当たる想定といたしましては、議員がおっしゃるとおり、大多喜城が休館となりまして、入店者の減少による影響が想定され、実際に減少した場合には特別な理由に該当すると考えます。

そのほかには災害、それから大きな工事とか、その辺が考えられると思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） あしたからだっけ。27日から。5年間ぐらいかかるという話ですから、5年間の時限立法みたいなことで捉えてよろしいですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 現在のところ、お城の今回休館ということで、減免ということですが、とりあえず5年間の時限的な考えで、今回、減免という形で上程させていただきました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） それで、使用料を減額して、あそこに入る利用者も同時に増やそうということではなかろうかと思えますけれども、今回減額する理由が。今、4つのうち1つしか入っていないくて3つ空いている状況で、こういったことをやって、あそこの入居者を増やそうという考え方もあるんじゃないかと個人的には思っています。

ですから、そういったときにほかに使うお店が入ってくれば一番いいんですけども、それ以外に、公的な機関って、公的って準公的と言っては申し訳ないけれども、何かそこでPRをするとか、役場のほうでちょっとそこで案内所とか設けたり、大多喜町の案内をするとか、せつかく空いているのであれば、何らかの有効利用を図るべきではないかと思っています。その辺の考えもあって、こういう減額を、利用者を増やすということと、そういった公的な目的があった場合にそこを何か利用するという目的もあって改正するのではなかろうかと思っていますけれども、そういった考え方はあるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） お城の閉館に伴いまして、なかなか観光客を中心の商いでありますので、その辺につきましてはやはり減額ないしは免除も含めて検討しなければならないところでございますが、一方で、今ご質問のありましたように、5年という一つの期間を設定しております。ただこれも我々は、今回これを受託するに当たりまして、5年と言わずもっと早めにしてほしいということもお願いしてございますので、取りあえず取り決めとしては5



年という一つの目標なんです。

もう一つは、大きな考え方として、5年後に、さあ、できました、それをどうやって使うかということでは遅いわけですよね。ですから、今の段階で、上の研修館が使えますので、そういう展示もしますので、実証実験的にいろいろな方策を試してみる必要がある。ですから、そういう中で、5年の間にいろいろな形の中で使用させていただいて、そして5年後のいわゆる完成して、さあいいですよと言ったときにもうすぐスタートができるように、やはりこの5年間を無駄にしないためにも、そういう形で、いろんな形であのところを利用していく、5年後を見据えた利用をしていくということが必要であろうと、そのように思っています。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第6、議案第73号 指定管理者の指定事項の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 議案第73号のご説明をさせていただきます。

議案つづり9ページをお開きください。

初めに、提案理由について説明をさせていただきます。

大多喜城下駐車場につきましては、大多喜城を訪れる方のための駐車場として、わくわくカンパニー大多喜に指定管理をし、有料にて運営してまいりましたが、12月27日からの千葉県立中央博物館大多喜城分館が休館されることに伴い、休館期間中の駐車料金については、指定管理施設から除き、町管理の下、無料化とするため、今回の議案を提案したものでございます。

なお、今回の指定事項を変更することについては、指定管理者から承諾を得ております。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜城下駐車場の指定管理者の指定期間を次のとおり変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在の指定期間「平成31年4月1日から平成36年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和4年1月31日まで」に変更する。

指定期間の終日を「令和4年1月31日」としたのは、契約の解除手続を行うための期間が必要なためでございます。

以上で指定管理者の指定事項を変更することについての提案説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 説明だと、5年間、大多喜城を閉館するというので、工事ということで、わくわくカンパニーのあれを来年の1月31日まで終了するというのであったんですけども、これも時限立法的なことがあるんですか。また、お城の修理が終わった時点で、また有料になるような、指定管理になるようなことも考えられると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 5年間の期間が過ぎて、完成して、開城ということになったときのことを考えますと、また新たなもので考えなければいけません。先ほど根本議員にもお答えしたんですけども、やはり今度の5年後の開城につきましては、従来の姿ではなくて、やはり運営費も稼ぎ出さなければなりませんので、5年の間にいろいろな形で、また改めて指

定管理を違う形にするとか、いろんな形で実証的にやはり運営していく必要がある。この5年間を無駄にしないように、5年後に本当にこれならば運営できるんだというものをやはりこの期間の中でしっかりと醸成していく必要があると思っています。

ですから、今回は取りあえず白紙に戻しまして、新たな形で、どういう形で指定するかはまたどこかで運営していただけるところがあるかどうか、そういったことも含めて、検討していかなければならないと思っています。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） この件は、非常に町民に不評で評判が悪い。わくわくカンパニー、いらっしゃったときから、何で今まで無料だったのをあれするんだということで、非常に町民に評判が悪かったです。できれば町長さんも次期、引退するというので、今、ご意見を聞いたんですけども、できれば副町長、そこら辺話を聞いていると思って、またこれ、元に戻して無料で開放したほうが、大多喜町のお城は町で経営するんですから、そこら辺を考えて無料にしたほうがいいような気がします。趣旨がちょっと変わって申し訳ございませんけれども、そんなような感じです。

○議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 使用料の関係でございますけれども、今回の使用料につきましては、当面この条例の中の減免規定を使用させていただいて、ゼロ円にする予定でございます。そういうことですので、5年後、また新たな方向を考えていかなければならないということで、仮に無償化していくという方向性が出るのであれば、それはこの条例の改正ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第7、議案第74号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議案第74号の説明をさせていただきます。

議案つづり11ページをお開きください。

令和3年度大多喜町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,001万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,553万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは、「第2表 繰越明許費」から順次説明させていただきますので、15ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策・経済対策1,518万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する農業者支援で、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款項同じく、事業名、三育学院中等教育学校誘致事業8,000万円は、三育学院中等教育学校の校舎建築等に対する貸付金で、支出の時期が翌年度になることが想定されるため繰り越

すものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、子育て世帯等臨時特別支援事業1億4,257万5,000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で、給付事務が翌年度までかかることが想定されるため繰り越すものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子育て世帯臨時特別給付金事業4,742万9,000円は、18歳以下の子供1人5万円の追加給付分で、昨年度大多喜町で導入した電子地域通貨により給付するもので、その利用が翌年度にかかるため繰り越すものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道維持管理事業992万2,000円は、町道のトンネル3か所の修繕工事で、国の補助事業の交付決定の遅れにより、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款項同じく、事業名、橋梁長寿命化事業5,082万9,000円は、町道堀切線堀切橋の補修工事で、既存の町道が非常に狭く作業用車両の進入用の仮設道路の設置が新たに必要となったため、既存の工事費に加え、今回補正予算に計上する仮設道路設置工事と合わせて翌年度に繰り越すものでございます。

合計の4億3,844万6,000円は、設定済みの9,250万9,000円に今回の追加額3億4,593万7,000円を加算した額でございます。

それでは、次に、事項別明細書の2.歳入及び3.歳出により説明をさせていただきます。

2枚めくって、18ページ、19ページをお願いします。

## 2.歳入。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金1億9,000万4,000円の増額補正は、節7の子育て世帯臨時特別給付金事業補助金は、18歳以下の子供1人5万円を追加給付の事業費と事務費補助金で、その下の節11は、住民税非課税世帯等1世帯10万円給付の事業費と事務費補助金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目13定住化基金繰入金3,200万円と、次の目14過疎地域自立促進基金繰入金4,800万円は、三育学院中等教育学校建設の貸付金へ充当するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,001万1,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため、前年度繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

## 3.歳出。

款2 総務費、項1 総務管理費、目8 諸費9,518万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の経済対策で感染症の影響を受け収入の減少した農業者への支援と、三育学院中等教育学校の校舎建築に対する貸付金でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費1億4,257万5,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた住民税非課税世帯等1世帯当たり10万円の給付に係る事務経費と給付金でございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費4,742万9,000円の増額補正は、18歳以下の子供1人5万円の子育て世帯臨時特別給付金の追加給付に係る経費で、追加分を大多喜町電子地域通貨により給付するもので、地域通貨分の報償費と必要な事務経費でございます。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目4 橋梁維持費482万9,000円の増額補正は、町道堀切線堀切橋補修工事を実施する際の作業用車両が、既存の町道が非常に狭く進入できないため仮設道路を設置するものでございます。

以上で議案第74号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。21ページの三育学院中等教育学校誘致事業につきまして、改めてお伺いをさせていただきます。

私立学校建設に当たりまして、町が貸付けをすることのそもそもの必要性と趣旨、目的の妥当性についてはどのような考えからこの事業を行うのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 山田さんの質問に答えたいと思います。

この三育学院の中等学校、実は誘致につきましては、これは11年前からこの事業を進めてきておりました。それで、一つは、やっぱり人口減少、いわゆる若い世代の定住化ということで、それも一つあります。人口減少をまず止めるということ。それと同時にやはり人口が1人増えることによって、町におおよそ1人大体交付金として8万円程度入りますので、そういうことを考えますと、やはり町の誘致事業として必要であるということで進めてきたところでございます。

特に、建設資金につきまして、本当は来る業者は全部出すのがよろしいんでしょうけれども、運営上なかなか厳しいということもございまして、やはりその辺は町も誘致事業として支援をしていくということの中で進めてきているところでございます。

今回、高等学校につきましては、千葉県の規定の中で私学の高等学校の設置というのはもう認められていないんです。これも11年前から進めておりますが、まさに三育学院につきましては、県内からの生徒の募集がないということの中で、これは私学協会も非常に厳しい選択の中ではありましたけれども、これはやはり一般の高校設置とは違うということの中で、私どもも相当厳しいご質問も受けました。しかしながら、何とか設置する方向で県のほうもほぼ決まりましたので、こういうことでご提案させていただいたんですが、やはり若者の定住化ということも含めまして、人口減少を止めるということ、町に対しての経済効果も非常に大きいということ、そういうことも含めますと、町の誘致事業として進めてきたものを何とか成功させたいということの中で進めてきたところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。私もこの三育学院の関係で、三育学院が来てくれるということについては大いに賛成しておりまして、大変うれしいことだと思っています。しかしながら、ちょっとお伺いしたことがあるので、聞かせてください。

8,000万円という金額の妥当性というんですか。どういった根拠に基づいて8,000万円と金額が出たのか、当然ここである程度積算なりいろいろ基準を設けて、8,000万円を貸し付けることが妥当だろうという判断でやったことだと思います。その辺の妥当性をどのように判断したのかということ。それで、併せてその財源、もし、あと貸付けの方法とか、契約の内容、また今後契約をしていくんでしょうけれども、多分三育さんとはあらかじめ契約の内容等はある程度、合意の上で出されているものだと思います。その辺を教えてください。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず、初めの質問で8,000万円、今回補正予算で貸付けのほうを計上させていただいたものが8,000万という形となっております。その額につきましては、本年6月の議会議員全員協議会でご説明させていただきましたが、当初、主体構造が確定しておらず、鉄筋コンクリ

ート造や鉄骨造の非木造を想定して、1億5,000万程度の事業費を提示させていただいたところでございます。

今回、三育学院から木造での校舎の建設を計画し、8,200万円程度の概算の建築費が示されたところでございます。そのうちの8,000万円を町から借り受けたという意向でございました。

このようなことから、今回、予算要求といたしまして、貸付金の8,000万円を要求させていただいたところでございます。

以上でございます。

○5番（根本年生君） 契約の内容、貸付けの方法。

○総務課長（麻生克美君） 貸付けの方法につきましては、今後、三育学院のほうと金銭の消費貸借の契約を結ぶ予定でおります。貸付金につきましては、司法上の債権となりまして、民法の適用を受けることとなります。財務規則に基づく貸付けの際に必要な書類、契約書の基準など、手続に係る規定につきましては、これから整備をしたいと考えておりますけれども、そのような形で貸付けのほうを実施したいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありますか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 大変ご苦勞なされているということは、よく分かりました。

それで、私は違ったところで8,000万円貸す時期とか、一括で8,000万円を支払う中、何回かに分けて貸し付けるとか、あと無利子無担保なのかとか、当然その辺は相手先があることですから、当然三育学院さんと、正式な合意ではなくても、あらかじめの打合せ等は済んでいるからここに議会に提示してと思います。その辺の契約の内容を、100パーセントじゃなくてもいいです。無利子無担保なのか、一括で貸し付けようとか、貸し付けた後、担保というんですか、建物が建築されれば、建物を通して抵当権の設定ないとか、建物がもう三育さんのものになるわけですから、その辺の将来的なことも含めて、ある程度の下打合せができているから、ここに上げてきたものだと思います。その辺を分かる範囲でいいので教えていただければ助かります。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、順不同になるかもしれませんが、今現在の町の考えといたしまして、貸付金につきましては無利子という考えをしております。



貸付けの方法につきましては、本件建物を建てた場合、木造の建物の法定耐用年数22年とされているところでございます。その場合の償却率が、年に換算いたしまして0.046、金額8,000万の0.046ですから368万年額という形になると思います。初年度につきましては、令和5年からの開校となりますので、4年生という言い方が合っているか分かりませんが、4年生が1学年だけ供用が開始されます。2年後につきましては、2学年だけが供用されます。ですから、令和5年、6年度につきましては、当然のように、据置きも勘案しまして、供用が全て3学年全てがそろうまでは、3分の2程度を2年間で返却してもらおう。最終的には、令和7年度から満額の360万ずつ納めていただいて、令和27年度に完済するような計画を今のところ考えているところでございます。

あと私、ちょっと抜けているかもしれませんが、貸付金の利息につきましては、無利子という形で考えているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

(「ありがとうございました」の声あり)

○議長(麻生 勇君) ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番(山田久子君) すみません。ちょっと関連になってしまうのかもしれないんですけども、1点お伺いしたいと思います。

19ページのほうで、やはり三育さんの関係なんですけど、過疎地域自立促進基金4,800万円が入っていると思います。私がもし間違っていたら申し訳ないのですが、令和2年度の決算残高では、こちらの基金、たしか4,800万円が全額が貸付けになってくるのかなというふうな感じを受けました。別に貸付けすることが問題じゃないんですけども、これによりまして、大多喜町の過疎地域自立促進計画に支障が出るというようなことはないというふうに考えさせていただいていいのかどうか。その辺だけ1点お伺いできればと思っております。

○議長(麻生 勇君) 財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 基金の残高も加えて、今回4,800万円、基金から繰入れて残額がなくなってしまう。それに伴う過疎計画への影響ということでよろしいですかね。

こちらの基金が、基金の名称のとおり自立促進基金、過疎地域からの脱却に向けてということで設立された基金、主に定住化であったり過疎地域の施設整備に使うというようなことが目的の基金でございます。定住化・人口増に向けてというところでは、新たに定住化基金というものがあるというところもございます。それとこの基金が設置されてから十数年、活

用されていなかったということもございまして、今後は、定住化基金のほうで人口増対策のほうで進めていきたい。また、過疎対策事業につきましては、新たに今年度、過疎法の変更になって、すみません、名称が定かではないんですが、その名称が変わって、なおかつ大多喜町は過疎町村の指定を受けておりますので、その計画に乗った事業を実施する上では、過疎債の活用ができるというようなところから、今回この基金を全額使ってしまったとしても特に影響はないものと考えております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） やはり三育の関係で、三育さんが来てくれると、本当うれしいのであれですけども、今後、三育さんだけじゃなくて、大多喜町にとって有益な企業さんとかいろいろの方が来たときに、条例等をつくって積極的にこういった貸付けを行うんだと、町の活性化を図るんだという意味で、今回も含めて条例をつくって積極的に大多喜町はこういったことを進めて優良な企業さんを誘致したいんだということを前面に出すべきだと思いますけれども、そういった考え方は今後出てくるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 企業誘致という考えの観点から、企業の誘致につきましてはいろんな形がございます。そういうことで、条例ではそういうもので決めるんじゃないくて、その都度、判断をしなければなりませんので、それにたがをはめるのではなくて、やはり自由度を広げておいたほうがよろしいかと思えます。ですから、その内容によって、やっぱりその都度判断していくということがよろしいのかと思えます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。今度は21ページのコロナ感染症の経済対策のほうで、農業支援給付金ということで、町のほうで、議会の意見を取り入れてくださったんだというふうに、そのように感じさせていただいております。感謝しております。

その中で確認なんですけれども、こちらの例えば農業者の中に、キノコ類をなさっている農業者の方ですとか、乳牛なんかの酪農の方なんかも、この支援の対象に含んで考えさせていただいていいのかどうか、そこをお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 乳牛ですとか、それからキノコ類の栽培の方が含まれるかという

ことよろしいでしょうか。

この支援金につきましては、農業収入の申告をされている方を対象とさせていただく予定であります。畜産業、それからキノコ類等の特用林産の収入は、農業収入ということで申告をしていただいていると思いますので、対象になってくると考えております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） 21ページの一番下の堀切橋の仮設道路ということで、これは工事費が5,829万円、その工事をするために、重機車両、建設車両が入れないということで、道路を広げるんじゃないくて、そこへ行くまでの仮設道路って、これは工事が終わると仮設だから取っちゃうということですね。一番直角に曲がっているところを真っすぐ道路を造るんじゃないくて、仮設道路で工事をやって、出来上がったら、その仮設道路は撤去という、そういう感じでよろしいですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 現在のところ、今回に関しましては、まだ仮設道路ということで、地権者の方と協議をしているところでございます。ですので、現在の段階では、工事後は撤去という考えでおります。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

ただいま町長から議案第75号 工事請負契約の変更についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから、議案第75号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（麻生 勇君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 配付漏れなしと認めます。

---

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 追加日程第1、議案第75号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、議案第75号 工事請負契約の変更についてご説明をさせていただきます。

最初に、提案理由の説明をさせていただきます。

工事名、農地・農業用施設災害復旧事業、稲附ため池災害復旧工事441の505・506の工事につきましては、令和元年10月25日の台風21号の影響により堤体の一部が崩壊したため、国への災害復旧申請を行い、現在工事を進めております。

この案件につきましては、入札の結果、最低価格入札者であった株式会社仲潮組と、令和2年8月31日に仮契約を締結した後、予定価格5,000万円以上の工事請負契約となるため、令和2年9月11日に、令和2年度から令和3年度の継続事業として、議会の議決を経て本契

約に至っておりますが、工事を進めるに当たり湖底に堆積している浚渫土が想定よりも大量にあることが判明して、浚渫土掘削やその土の土質改良の経費が増えたことから契約金額162万8,000円の増額となったため、工事請負契約の変更をしようとするものです。

つきましては、地方自治法及び条例の規定によりまして、議会の議決に付すべき契約になりますので、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第75号 工事請負契約の変更について。

令和2年9月11日に請負契約を締結した農地・農業用施設災害復旧事業、稲附ため池災害復旧工事505・506/441の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、農地・農業用施設災害復旧事業、稲附ため池災害復旧工事505・506/441。

2、契約金額、変更前9,383万円、変更後9,545万8,000円。

3、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組、代表取締役中村友三郎。

以上で、工事請負契約の変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（麻生 勇君） 挙手多数です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日28日から会期末の令和4年1月31日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、明日28日から会期末の令和4年1月31日まで休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時09分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 山 口 定 夫

署 名 議 員 森 久